

イラクへの自衛隊派兵中止・撤退、 有事関連七法案に反対する決議

イラクの統治評議会は、八日、主権移譲後の暫定憲法となる基本法に二十五人全員が署名しました。これによって、主権移譲への一歩がすすめられたこととなります。そもそも署名は、三日に予定されていましたが、その当日、バグダッドとカルバラで、同時にテロが起こり、あわせて七〇〇人を超える死傷者が出たというもつとも大規模なものでした。そのために、五日に、さらに八日に延期されるという経過があつて、成立したものです。

米・英の占領下で、イラク国民の民主的な討議の「場」が保障されていないなかで、策定作業がすすめられ、しかも合意された内容は、米・英の占領状態を引き続き可能にするものになっています。

アナン国連事務総長は、合意を歓迎しつつも、宗教派閥間、クルドなど民族間の話し合いを大切にしよう訴えています。占領軍に都合のよいものではなく、国連が中心になっての復興作業が大切です。そのことが犠牲者を少なくし、イラク国民の手で復興することになります。

イラクに派兵される自衛隊の第二陣（三月十四日）、第三陣が（二十二日）クウェートに到着します。在日米軍司令部のホームページには、「日本の航空自衛隊が連合軍の一部としてはじめての任務を遂行」（航空自衛隊の一佐が）連合のパートナーとしてベストを尽くす」と語つていて紹介しています。自衛隊が派兵されているサマワ市を含むムサンナ州では一四五〇〇人が失業者登録をしていますが、たった二人が雇用されたのみです。住民の最大の要求は、雇用の創出です。自衛隊の指揮官は、「（自衛隊は）自己完結の組織であり、雇用には限りがある」としています。

五日に、衆議院を通過した〇四年度予算では、イラク復興関係予算は一三五億円、〇三年度を加えると一六五〇億円になります。日本国際ボランティアセンターの代表者は、「約一〇〇人のイラク人が働き、年間六〇〇〇万円で一〇万人の住民を対象に浄水・給水を行っている」、「占領軍と距離を置くことが安全確保であり、イラク人から信頼される道なのです」と語ります。

大量破壊兵器がイラク戦争を始める口実でした。人道復興支援が自衛隊派兵の口実です。どちらも破綻していることは明らかです。

小泉内閣は、先の「武力攻撃事態法」を発動させるために有事関連七法案を閣議決定しました。その内容は、米軍の行動を円滑かつ効果的にするための法律として「米軍支援法案」（米軍に弾薬を含む物品・役務を提供する）、「自衛隊法改悪」（米軍の演習に制限されていた物品・役務の提供を日常活動にもできるように拡大する）自衛隊の行動を円滑かつ効果的にする法律として「外国軍用品等海上輸送規制法」（武器を用いて船舶の臨検を可能にする）、「国民保護法」（国民保護の名のもとに、国民の罰則つきで協力を強制する）の立法と改悪です。これらの法律を実行させるために「特定公共施設等利用法」（航空、港湾を米軍・自衛隊が優先使用できる。制限海域、飛行禁止空域などを設定できる）を立法し、さらに国際人道法にかかわって「国際人道法違反処罰法」、「捕虜取り扱い法」の立法が含まれています。さらに、「日米物品役務提供協定」、「ジュネーブ条約追加議定書」、「ジュネーブ条約追加議定書」の三協定・条約の承認が含まれます。あわせて七法案、三協定・条約です。

この近年だけでも、周辺事態法、テロ対策特措法、イラク特措法、有事法制、そして今回の有事関連七法案と急速に進んでいます。これらはみなアメリカ追従の国家体制づくりにつながるものです。

私たちは

- 一、イラクへの自衛隊の派兵中止、撤退を強く求めます。
- 二、憲法改悪とあわせて、有事関連七法案の成立、三協定条約の承認に反対します。
- 三、国民的大運動、三、二〇集会に参加し、成功させます。
- 四、生徒、児童たちとともに、国連憲章、国際法などを学び、平和への世界的努力に確信が持てるようにします。

右決議します。

二〇〇四年三月十三、十四日

埼玉県高等学校教職員組合 第九回分会代表者会議